

水道局企業管理規程 番 号	水道局企業管理規程名	公布年月日
水道局企業管理規程 第 1 5 号	さいたま市水道局企業職員就業規程の一部 を改正する規程	令和3年12月28日

さいたま市水道局企業管理規程第 15 号

さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員就業規程（平成 13 年さいたま市水道部企業管理規程第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第 18 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において 5 日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内でその都度必要と認める期間</u></p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(19)</u> [略]</p> <p><u>(20)</u> [略]</p> <p><u>(21)</u> [略]</p> <p><u>(22)</u> [略]</p> <p><u>(23)</u> [略]</p> <p><u>(24)</u> [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び組合休暇の請求等）</p> <p>第 22 条 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（<u>第 18 条第 2 項第 21 号及び第 23 号に規定する特別休暇を除く。</u>）又は組合休暇を受けようとする職員は、あらかじめ所定の書式に記入して管理者に請求しなければならない。ただし、病気、災害</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第 18 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び組合休暇の請求等）</p> <p>第 22 条 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（<u>第 18 条第 2 項第 20 号及び第 22 号に規定する特別休暇を除く。</u>）又は組合休暇を受けようとする職員は、あらかじめ所定の書式に記入して管理者に請求しなければならない。ただし、病気、災害</p>

その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、事後において、速やかに当該手続をとらなければならない。

2 [略]

3 第18条第2項第21号に規定する特別休暇を受けようとする職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、活動期間、活動の種類、活動場所、活動内容等を明らかにする書類を添えて管理者に請求しなければならない。

4 第18条第2項第23号に規定する特別休暇を受けようとする職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、要介護者の状態等に係る申出書を添えて管理者に請求しなければならない。

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の期間の計算)

第24条 病気休暇、特別休暇(第18条第2項第13号及び第15号の規定を除く。)及び介護休暇の期間の計算については、その期間中に週休日及び休日等を含むものとする。

その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、事後において、速やかに当該手続をとらなければならない。

2 [略]

3 第18条第2項第20号に規定する特別休暇を受けようとする職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、活動期間、活動の種類、活動場所、活動内容等を明らかにする書類を添えて管理者に請求しなければならない。

4 第18条第2項第22号に規定する特別休暇を受けようとする職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、要介護者の状態等に係る申出書を添えて管理者に請求しなければならない。

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の期間の計算)

第24条 病気休暇、特別休暇(第18条第2項第13号及び第14号の規定を除く。)及び介護休暇の期間の計算については、その期間中に週休日及び休日等を含むものとする。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。